物　品　購　入　契　約　書

　発注者と受注者は物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第１条　契約する物品、契約金額、規格品質、仕様、数量、納入期限、納入場所等は、次のとおりとする。

１．件　　名　　令和　　年度

２．契約金額　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税含む）

３．内　　訳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約事項 | 規格品質 | 仕様 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 | － | － | － | － |  |  |
| 納入期限 | 令和　　　年　　　月　　　日まで |
| 納入場所 |  |
| 契約保証金 |  |

（納入の通知）

第２条　受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

（検査）

第３条　発注者は、物品の納入を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行なわなければならない。

　　２　発注者は、検査の結果、契約内容の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、受注者に対して修繕又は他品との交換を求めることができる。

　　　この場合において、前項の時期は、発注者が受注者から修繕又は交換を終了した旨の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

（契約金の支払時期）

第４条　発注者は、前項の検査を完了した後、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、　　その日から起算して30日以内に契約金を支払わなければならない。

（納入遅延に対する遅延利息）

第５条　受注者の責めに帰する理由により、納入期限までに物品を納入しない場合は、受注者は、発注者に対して遅延利息を支払うものとする。

２　前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金に対し年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

（部分払い）

第６条　発注者が必要を認める場合は、受注者は、物品の完納前に物品の即納部分に相当する金額以内の金額の部分払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任）

第７条　納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しのいずれかの方法による履行の追完を請求することができる。

(発注者による解除権）

第８条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、 解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

　　　(1) 履行期限までに 債務の履行を終わらないとき。

(2) 正当な理由なく、履行の追完がなされないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、 直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

　　　(1) 債務の履行を終わらせることができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

　　　(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

　(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 受注者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

（違約金）

第９条　発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

２　前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（補則）

第10条　前各号に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、国東市契約規則（平成18年国東市規則第71号）に定めるところによる。

（協議）

第11条　この契約書に約定していない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

この契約が成立したことを証するため、この契約書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のえ、各自１通を保持する。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　発注者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　受注者　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞